

漢書楊雄伝天曆二年点における訓読の方法

松 本 光 隆

はじめに

- 一、注釈の典拠の異同による訓読法の異同
- 二、漢書楊雄伝天曆二年点の訓読における「ㄥ」符号より見た顔師古注の利用
- 三、漢書楊雄伝天曆二年点における朱点と墨点との訓読法の異同
- 四、漢書楊雄伝天曆二年点朱点における訓読の方法と墨点の加点意図
- 五、史書における注釈活動
おわりに

はじめに

漢文訓読、中でも特に漢籍の訓読という営為は、訓詁、つまり、原文の注釈という活動によって支えられているものであると考えられ、その訓詁の有様は、日本語としての漢文訓読文という文章の成立に大きな影響を有するものであると考えられる。特に漢籍の訓読においては、中国で成立した注釈書の利用と、訓読の有様を相関的に把握して論ずべき必要があると考えられる。

また、字訓、すなわち、漢字と和語との対応関係の問題とする場

合、訓点資料の訓読における注釈書の利用は、字訓の成立そのものに関わる基本的問題であろうと考えられる。

訓読における注釈書の利用は、常識的にも考えおよぶところである。しかし、漢文訓読語研究において、この問題に対して詳細な検討を加えたものは見出せないようである。本稿では、漢書楊雄伝天曆二年点^{注1}を中心に、訓読と注釈書の利用との関係を問題に論じようとするものである。

一、注釈の典拠の異同による訓読法の異同

漢文訓読においては、同一の原文に対する注釈内容に異同が存在する場合、複数の異なった訓読が成立する可能性がある。

例えば、利用された注釈書が異なるために訓読法が異なる例は、
(1) 退密^{ト、今注意} 八音^{ニ、今注意}。(金沢文庫本群書治要巻第二・尚書)

○本注曰密静云々。(上欄書入孔安国注)

○退絶也密止也(本文割注)

の如き例がある。この例では、右傍訓の「シツム 本注意」とあるものが、上欄書入の孔安国注によったものであり、一方、左傍訓の「ト、ム 今注意」は、本文割注によった訓読であると理解される。

また

(2) 形イム注イム 于四海イム (上欄)^{*} 刑イム才イム (金沢文庫本群書治要巻第九・孝経)

○刑法也百姓被其徳四海法其教 (孔安国注)

○形見也徳教流行見四海也 (本文鄭玄割注) △*印は合点▽

の如きものがある。この例では、正文の「形」の用字に異同があり、上欄に摺木との校異が記載されているものである。右傍訓は孔安国注に、左傍訓は鄭玄注によって訓読したために表われた異同であると理解される。

(3) 則イム天イム之イム明イム (金沢文庫本群書治要巻第九・孝経)

*注イム 天イム合イム徳イム…… (孔安国注)

○則視也視天四時天失其早晚也 (本文鄭玄割注)

△*印は合点▽

この例の場合、右傍訓は孔安国注によったものであろうと考えられるが、前掲(1)・(2)の如くの「A、B也」型の注はなく、当該正文の意を採った注があり、これにしたがったものであろうと考えられる。一方、左傍訓は、本文割注の鄭玄注によったものと考えられる。また、この場合は、実詞訓の異同のみならず、読添語「に」と「を」との異同が存在し、この読添語の異同は、典拠とした注釈書の異同より派生した異同であると考えられ、読添語の異同についても、注釈書の異同より生ずる場合があると理解される。

(4) 至イム今イム 于イム今イム 既イム畢イム 獻イム (金沢文庫本群書治要巻第七・礼記)

○先説 (先師説)

○皇氏説 (皇侃・礼記義疏) (上欄書入)

右の場合の訓読法の異同は、語序の異同である。右傍の訓読は上欄書入より、先師説であると考えられ、一方、左傍の訓読は上欄書入より、皇侃の礼記義疏によったものであると理解される。

以上の如く、漢籍の訓読は、訓読、つまり注釈活動の内容と密接に結びついて成立したものであり、典拠となる注釈書の異同によって訓読法が異なると考えられる。しかも、その訓読法の異同は、実詞訓のみならず、読添語や、語序の異同にまでおよぶものであると理解される。

二、漢書楊雄伝天曆二年点の訓読における

「ㄥ」符号より見た顔師古注の利用

本稿に取り上げる漢書楊雄伝天曆二年点は、

天曆二年五月廿一日點了藤原良佐

の奥書を有する平安中期の漢籍の訓点資料で、奥書を持つ現存漢籍訓点資料の中では最古の資料である。本文(正文と割注と)には朱点・墨点の他、白点・角筆点・黄点・青点が付され、巻首に数行の欠失があるものの、漢書楊雄伝上のほぼ全巻が現在に伝る好資料である。以下、この漢書楊雄伝天曆二年点を資料として、注釈書と訓読の関係について、和訓の問題を取り上げ考察を加える事とする。

漢書楊雄伝天曆二年点には、ヲコト点・仮名点の他に、本文に対して「ㄥ」の符号が書入れられている。この「ㄥ」印は、正文と割注とに付され、片方の記入がない場合もあるが、基本的には、この両者が対応するものであると考えられる。漢書楊雄伝天曆二年点における「ㄥ」印の対応は、正文の訓読に対する顔師古注の根拠を示したものであると帰納される。たとえば、

(1) 押雄鳩オシオト以作オシオト號ガクシ。(82)

○師古曰……押使也(本文顏師古割注)

△注、墨点を―、角筆点を∧、白点を()で示し、朱点には何も付さず、私に補読したものは()の
で示した。以下同じ。▽

の場合、正文「押」と割注「使」とに「ト」印が付され、この対応から、「押」を「して」と訓読したものと理解される。右の訓読に利用された注は「A、B也」の型の注である。

(2) 未輜ムシ夫甘泉也(143)

○師古曰輜與臻同臻至也(本文顏師古割注)

(3) 横コウ大河コウ(298)

○師古曰横横渡之也(本文顏師古割注)

(4) 不如フコ・駿セン而幽ウ之離房リホウ(39)

○師古曰駿疊衣也(本文顏師古割注)

(5) 俄クハ軒冕ケンメン(526)

○師古曰俄俄陳擧之貌也(本文顏師古割注)

(6) 慶ケイ・夭ウ頽トウ而喪ソウ榮エイ(49)

○張晏曰慶辭也師古曰……慶讀與羌同(本文顏師古割注)

(7) 芥カイ夫傳説フデンセツ(74)

○師古曰芥古孳字也(本文顏師古割注)

(8) 歷リキ吉日キジツ(111)

○師古曰歷選吉日而合善時也(本文顏師古割注)

右に掲げた例のうち、(2)より(7)までと、先掲の(1)とは単字の注であ

る。(2)では「A與B同B、C也」の型の注を、(3)では「A、A、B也」の型の注を、(4)では「A、B、C也」の型の注を、(5)では「A、A、B、C之貌也」の型の注を利用し訓読したものであると考えられる。(6)の場合も、割注に「ト」印が確認されない例であるが、顏師古所引の張晏注か、顏師古自身の注によったものであると考えられる。(7)の場合も字体に関する注である。(8)の場合は単字の注ではなく、正文の意を文単位で書換えた注であり、これを訓読に利用したものであると考えられる。

右の如く、漢書楊雄伝天曆二年点の訓読においては、顏師古注に見られる注の型は大旨網羅して訓読に利用されたものであると考えられる。ただ、たとえば、

(9) 初コ・彘シ・棄彼シテ・宓ミ妃ヒ兮ヒ更コト・思シ瑤台コト之逸女コト(79)

○師古曰離騷云吾令豊隆乘雲兮求宓妃之所在又曰望瑤台之優遊兮見有娥之佚女此又識其執心不定也宓妃古神女也
有娥佚女即簡狄也宓讀曰感音伏(本文顏師古割注)

の如く、離騷など他文献を引用した注を、直接的に利用して訓読を行った確証は得られていない。しかし、九条本文選を見ると、正文の用字そのものの他文献における用例を引用して注とした型の注を多用する李善注が、書入注として引用されている。このことを考え合せると、訓読文に直接的には反映されないものの、正文の文意を解釈するなど、訓読という営為には利用されていたものと考えられる。

三、漢書楊雄伝天曆二年点における朱点と墨点との訓読法の異同

以下、漢書楊雄伝天曆二年点における朱点と墨点との訓読法の異同を中心として考察を加えることとする。尚、和訓の異同例全例を取り上げて考察の対象とする。

朱点が顔師古注により、墨点が漢書訓纂によつたために生じた訓読法の異同がある。

(1)、既離^フ摩皇^波 (5)

○晋灼曰離歴也 (本文顔師古注)

○訓如曰……離入也 (下欄書入)

○師古曰……擬疑也 (本文顔師古注)

○察案説文擬相向也 (下欄書入)

右の異同例は、朱点が顔師古注により、墨点は、中国・陳の姚察の撰述になる漢書訓纂によつたために生じたものであると考えられる。

(1)の場合、朱点は顔師古所引の晋灼注によつた訓読をしたものと考えられる。この例については、顔師古自身の注がなく、晋灼注のみの登載であるので、顔師古も同説であると理解される。一方、墨点は漢書訓纂所引の如淳注によつて訓読したものであると考えられる。(2)も同様に、朱点が顔師古注に、墨点が漢書訓纂によつたと理解されるものである。この他に類例六例が認められる。

次に、朱点が顔師古注により、墨点が中国・唐の顧胤の撰になる漢書古今集義によつたために生じたと考えられる異同例がある。

(3)、漢^ハ汾^陰 (298)

○師古曰……湊趣也 (本文顔師古注)

○集……王逸云湊聚也 (下欄書入)

(4)、蹕^一天^一驪^一 (466)

○師古曰蹕走也 (本文顔師古注)

○集案埤蒼云蹕踰也 (上欄書入)

の如き例があり、他に類例八例を認めることができる。

(5)、雍^一神^一休^一 (107)

○師古曰雍聚也 (顔師古注)

○晋灼曰雍祐也 (顔師古所引注)

(6)、彙^一既^一芥^一夫^一伝^一説^一人^一多^一号^一 (72)

○師古曰芥古攀字也 (顔師古注)

○晋灼曰芥慕也 (顔師古所引注)

の如き例は、朱点が顔師古注に、墨点が顔師古所引の先行注によつた異同であると考えられる。この場合の全一例共に朱点が顔師古注に、墨点が顔師古所引の晋灼注によつたものであり、この両注の間では正文に対する注釈に異説を存するものである。

以上の三項から、和訓に関する朱点と墨点との異同においては、朱点の訓読は顔師古注によつて行われたものであり、これに対して異同を有する墨点の訓読は、顔師古注の出現で切り捨てられたと言われる漢書訓纂・漢書古今集義等の漢書の注釈書や、顔師古自身の注とは説を異にする顔師古所引の先行注によつて行われたものであると理解される。

右の他に、朱点と墨点との間の異同例は、

(7)、敦^一焉^一・知^一竜^一之^一所^一処^一 (45)

○注ナシ

(8) 播^{ハク}布^フ。九河^{クワカ}於東嶺^{トウリョウ} (338)

○師古曰……播布也 (本文顔師古注)

の如きものが存在する。(7)の場合、訓読法の異同が存在する正文「敦焉」に対する注は、顔師古注に記載がなく、書入注も存在しない。(8)の場合の正文「播」については、顔師古注が確認されるのみで、先掲の如き書入注や、異説を有する顔師古所引の先行注が確認できないものである。この二例をはじめ他類例六例は、先掲(1)より(6)までの如く、訓読法の異同の背景に、その異同と対応する典故となった注釈書(注釈内容)の異同が存在するのではなく、先掲の異同とは異なった基盤に立脚した訓読法の異同であろうと考えられる。

(7)の場合は、充当和訓そのものの問題であり、読癖とでも言うべきものであると考えられ、文脈に対する解釈の異同に支えられて表出した異同ではないと考えられる。(8)の場合の異同に関しては、以下の二通の解釈が成立するものと考えられる。一つは、この場合、顔師古注のみが存在し、漢書訓詁・漢書古今集義等の書入注が確認されないのであるが、本来は漢書訓詁や漢書古今集義に当該箇所に対する注が存在し、書入注として引用されなかったものの、墨点の訓読はこれによったとする解釈である。漢書訓詁・漢書古今集義は現在佚書となっており、漢書楊雄伝天曆二年点に書入れられたものから逆にその佛を窺い得る注釈書であるので、当該箇所注が存在した可能性もあると考えられる。今一つの解釈は、朱点・墨点共に顔師古注によって訓読を行ったと解する場合である。つまり、朱点については、顔師古注により、正文「播」を「布」と置換え、この「布」に対する訓「ホトコス」を正文「播」に付したものであろうと考え

られるが、一方、墨点も同様に顔師古注を利用し、正文「播」を「布」と置換え、「布」に対する訓「シク」を正文「播」の訓としたと解釈することも可能であろうと考えられる。この解釈にしたがうと、朱点と墨点との訓読法の異同は、顔師古注の注字「布」に対する充当和訓の異同の問題となる。

以上の如く、朱点と墨点との訓読法の異同には、典故とした注釈書(注釈内容)の異同に基づく訓読法の異同と、同一注釈書(注釈内容)から和訓を案出する途中の段階での異同に基づく訓読法の異同が存在したものであると考えられる。

四、漢書楊雄伝天曆二年点・朱点における訓読の方法と墨点の加点点意圖

前章においては、朱点と墨点との訓読法の異同に関して考察を加えたが、以下、漢書楊雄伝天曆二年点全巻を通じての朱点における注釈書の利用と、墨点の加点点意圖を問題として考察を加えることとする。

朱点の訓読は、漢書楊雄伝天曆二年点全巻を通じて、顔師古注によって行われたと考えて矛盾はないようである。先に引用した用例を繰返すことは避けるが、いずれの場合も、朱点は顔師古注を利用し訓読したものであり、このことは全巻に亘って認められる。しかも、顔師古自身の注と顔師古所引の注との間で説を異にする場合は、顔師古自身の注を採用して訓読を行っている⁴と認められる。

墨点の訓読を全巻に亘って検討すると、先に引用した用例から、漢書訓詁・漢書古今集義や、顔師古所引の先行注によって訓読した

ことが理解される一方、顔師古注も利用し訓読していたと考えられる例が存する。この点について、朱点と異同のない例、墨点のみの加点例を検討して考察を加えることとする。

(1)、因江潭（而注）記号。(8)

○劉展曰注往也……師古曰……言因江水之辺而投書記以往也
(本文顔師古注)

○案説文注遠行也(上欄書入)

(2)、欽（甲）楚之湘（乙）。(8)

○師古曰……欽敬也(本文顔師古注)

(3)、炕（浮）柱之飛（椽）。(19)

○師古曰炕与抗同抗擧也(本文顔師古注)

右の例のうち(1)は、朱点と墨点との訓読法に異同のない例である。

正文に対しては、顔師古注と上欄に墨書書入注とが存在するもので、このどちらの注にしたがって訓読しても、和訓の「ヤル」が案出される可能性が存すると考えられる。(2)の場合は、朱点の加点がなく、書入注も認められないもので、一見すると、墨点は顔師古注によって訓読したものであるとも考えられるが、当該正文に漢書訓纂や漢書古今集義の注が存在した可能性を否定できないと考えられる。(3)の場合の墨点の訓読は、顔師古注によったと考えられるもので、「ㄥ」印も墨筆で記入されたと認められる。この「ㄥ」印の機能から、墨点においても顔師古注を利用し訓読が行われたものと考えられるが、ただ、この場合、(2)の例と同じく、朱点の加点がなく、墨点の加点が認められるのみである。

以上より、朱点の訓読は、専ら顔師古注を利用して行われ、これに対して墨点の訓読は、顔師古注も含め、顔師古所引先行注や、漢

書訓纂・漢書古今集義などの諸注を利用して行われたものであると考えられる。この両者の関係は、すでに存在した朱点に対して、墨点が異訓を示し、あるいは朱点の不備を補うものであると考えられる。漢書楊雄伝天曆二年点における墨点の加点意図は、この点に存するものと考えられる。

五、史書における注釈活動

右に論じた如き漢書楊雄伝天曆二年点における訓読の様相が、漢文訓読史にいかなる意味を持つものであるのかを注釈活動の面から、特に経書の場合と比較して考察を加えることとする。

平安初期以前に関して、漢籍の訓読の実態は、令・式の規定や、訓点資料に残存する「師説」によって窺うことができる。学令には、

○凡教授正業。周易鄭玄。王弼注。尚書孔安国。鄭玄注。三礼。

毛詩鄭玄注。左伝服虔。杜預注。孝経孔安国。鄭玄注。論語鄭玄。何晏注。(令義解・國史大系より)

とあり、経書については、その習得すべき書名と、講説に当り使用するべき注とが明記されているが、史書についての規定はない。延喜式には、

○凡応講説者。礼記。左伝各限七百七十日。周礼。儀礼。毛詩。

律各四百八十日。周易三百一十日。尚書。論語。令各二百日。孝経六十日。三史。文選各准大経。公羊。穀梁。孫子。五曹。

九章。六章。綴術各准小経。三開。重差。周髀各准小経。海島。九司亦准小経。(延喜式・國史大系より)

との記述があり、史書では三史(当代では、史記・漢書・後漢書が

当る)の登載が認められる。經書では、礼記・左伝・周礼・毛詩・周易・尚書・論語・孝經・公羊・穀梁の書名が掲げられているが、学令の如き注釈書についての規定はなく、大学寮における講説の事實は理解されるものの、その具体的な注釈活動については明確ではない。学令に三史・文選等の規定が認められないのは、紀伝道の成立と關係があるようで、紀伝道の学制における制定は、平安初期まで降るようである。

平安初期の具体的な訓読の有様は、訓点資料等に書入れられた師説より窺うことができる。師説の残存量に関して、史書に多く、經書について少ないのは、必ずしも偶然ではなく、史書等の場合と比較して、經書の場合、訓読における注釈活動が定形を示していた事と關係があるかと考えられる。先学の御高論もある如く、經書の訓読において、たとえば論語の場合では、学令に規定された鄭玄・何晏の二種の注の内、もっぱら何晏集解を利用したもので、鄭玄注については、学令の規定が存在するものを用いなかったという状況があったものと考えられる。このことは、論語の現存点本の伝存状況と符合するものと考えられる。つまり、論語の現存点本に関して、金沢文庫本群書治要所収の論語を除外すれば、管見に入った論語の点本は、総て何晏集解であり、この伝存状況が、何晏集解の利用と論語訓読との關係を考える場合、必ずしも偶然ではないように見受けられる。論語の他、学令に二種の注を規定されたものについては、現存点本等の検討から、周易には王弼韓康伯注を、尚書・孝經では孔安国注を、左伝の場合は杜預注を専ら利用して訓読を行っていたものであろうと考えられる。また、經書の訓読における注釈活動では、唐・陸德明の撰述に成る經典釈文という音義が用いられて

いたものであろうと考えられる。經書の訓読においては、正文に対する専用の注と經典釈文を用いるという定形が存在したものと推測される。

これに対して史書の場合は、伝存する史書の師説に、(1)馬融曰周諒京也豊文王廟所在朝者舉事上朝將即上中易都大事(書陵部藏史記三条西実隆写本・史記集解注文)

○易劉音以豉反師說周本紀曰居易无固有夏之居也其義平易之意也言以能化可治天下之処四方之入宜得其便宜也(上欄書入師説)

(2)統漢書曰天子葬太僕賀四輪輶為賓車(書陵部藏後漢書大永二年享祿三四年点・李賢注注文)

○師說四輪輶四轅車也又四輪車也(上欄書入師説)

の如き例があり、(1)の場合は、史記集解の注文に対して、(2)の場合には、後漢書李賢注の注文に対しての師説が存在しており、史記・後漢書共にこれに類する例を多数見出すことができる。この点から、史記集解・後漢書李賢注の注文が、大学寮において講説の対象となっていたものと推定され、先に論じた漢書楊雄伝天曆二年点における朱点の場合を考え合せると、三史における注釈書の利用については、經書に準じて、史記には史記集解、漢書には顏師古注、後漢書には李賢注を利用し、これを根幹としていたものであろうと考えられる。

しかし、一方では、

(3)河内守周亜夫為將軍居細柳(史記孝文本紀延久五年点正文)

○師說細柳有義通三也馬貞雖難如淳然裴氏引之不可弃也服虔云

刑法志・劉頌表・職官志并李重伝・斐頌伝	老子(群書治要)〈河上公注〉 莊子(同右)〈敦象注〉 莊子卷第廿七・廿八・卅・卅一・卅三(高山寺藏本)〈敦象注〉	*經典釈文・*老子述義・注? *經典釈文・宋韻 *經典釈文・*莊子疏	
說苑(群書治要)〈無注〉 韓子(同右)〈無注〉 六韜(同右)〈無注〉	*切韻系韻書・*玉篇・論語孔安國注・*史記 *切韻系韻書(宋韻)・*玉篇・資治通鑑 *切韻系韻書・*玉篇・*白虎通・*史記・*漢書・*後漢書・*孝經述義・*孔子家語・*慎子・*吳子・ 正義?	尸子(同右)〈無注〉 新語(同右)〈無注〉 賈子(同右)〈無注〉 潜天論(同右)〈無注〉 体論(同右)〈無注〉 袁子正書(同右)〈無注〉	*切韻系韻書・*玉篇・*史記・*漢書・*左伝 *切韻系韻書(東宮切韻)・*玉篇・*文字集略・*文選 *切韻系韻書(東宮切韻・宋韻)・*玉篇・*釈子 *唐韻・*玉篇・*史記・*文選注 *切韻系韻書・*玉篇・論語注 *切韻系韻書・*玉篇・*毛詩・*孝經

注・*印は日本函見在昔目錄に見えるものを示す。

資料によっては出典不明のものがあるが、その旨記載していない。
 切韻系韻書・玉篇をはじめ推定して記載したものである。

在長安西北姚察丞云兵備胡寇不応屯軍昆明池南服説是也大康
 地記云長安北棘門宮西有細柳郷案三輔故事云在石激西直城門
 外阿房宮西北淮中如故事所説亦非渭北也匈奴伝云長安西細柳
 顔遊秦以張揖為是也(紙背書入師説)

が、広範な諸書諸注を参考考証して注釈活動を行うという、史書に
 おける注釈活動の一面を窺うことができるものと考えられる。この
 ような注釈態度は、漢書楊雄伝天曆二年点における墨点の加點態度
 と一脈通じるものがあると認められる。

の如き例があり、「細柳」という地名の考証に、司馬貞の史記索隱
 をはじめとして数種の注・書物を引用して考証を加えている。この
 うち、如淳注・張揖注は史記集解に見え、三輔故事・匈奴伝は史記
 索隱が引いているから、総てを原本から引用したとは考えられない

以上の如く、経書に関する注釈活動は、正文に対する専用の注と
 經典釈文とを利用して行われるという定形を見せ、これに対して史
 書の注釈活動では、正文に対して利用すべき注が基本的には存在し
 たものと考えられるが、他に諸書諸注を参考して注釈活動を行うと

いう、経書に比較すればかなり広範な活動が展開されていたものであると考えられる。

この点について、今少し平安中期以降の訓点資料に書入れられた注の出典を検討することにより考察を加えることとする。

右に掲げた一覧表により、平安中期の経書を見ると、その書入注は經典釈文によっており、例えば、尚書の場合では、本文の孔安国注と經典釈文とを利用して正文の訓詁が行われたものであろうと考えらる。日本国見在書目録には、尚書家として、

古文尚書十三卷 漢唐經傳太師 孔安国注 古文尚書十卷 王肅注 注 今文尚書十卷 注 尚書大伝三卷 鄭玄注 成本伏生注 尚書鴻範五行伝論十二卷 漢光祿大夫 劉向撰

百沢三卷 梁國子助教 與梅授 義疏二卷 疏抄七卷 述議廿卷

唐國子助教 徐仙氏撰 正義廿卷 唐國子祭酒孔穎達撰 義疏費 撰 発題義一卷

〳〳音一卷 徐仙氏撰 〳〳私記音一卷

の十四の書名が掲げられているが、尚書平安中期点と関るのは、孔安国注のみである。院政期以降の経書では、經典釈文の他、春秋経伝集解では春秋正義・左氏伝文句疏、録倉・南北朝時代に入つては、尚書に尚書正義、礼記に礼記正義、周礼に周礼疏、論語に論語疏の如き注釈書の利用が認められ、この一覧表より見る限り、院政期以降の経書訓詁では、正文に対する専用の注と、經典釈文と、これに加えて正義や疏の如き注釈書を用いていたものと考えられるが、院政期以降においても基本的な注釈活動の形は定っていたものと考えられる。平安後期以前の経書訓点資料が少なく、明確には論じ難い所があるが、右の注釈書利用の変化を院政期以降と把握すると、明経道における清原頼業等の学侶が関係したものではないかと

推測される所である。

一方、史書では、たとえば、史記孝文本紀を取り上げると、日本国見在書目録に記載された、

史記八十卷 漢中書令司馬遷撰 宋中書令徐廣撰 漢中書令司馬遷撰 宋中書令徐廣撰 〳〳音三卷 梁魏都書生撰 漢中書令司馬遷撰 宋中書令徐廣撰 〳〳音義廿

卷 唐中書令司馬遷撰 宋中書令徐廣撰 〳〳索隱卅卷 唐胡敬大夫 司馬遷撰 〳〳新論五卷 漢張 太史公史

記問一卷 古史考廿五卷 晉裴蔚撰 侯譚撰

のうち、本文の割注である史記集解と、史記音・史記音義・史記索隱が関わり、他に漢書顔師古注をはじめとする漢書の注釈書や、儀礼・礼記鄭玄注などの書入れが認められ、単に史記と直接関係する注釈書に限らず引用し、訓詁に利用していたものと考えられる。この傾向は他の史書についても同様であり、経書の注釈活動に比較すれば、かなり広範な注釈活動が展開されていたものと理解される。

因みに、集書について見ると、文選では、主として文選の注を利用し訓詁を行ったものであると考えられ、白氏文集では、本文割注の他、諸書の引用が認められる。白氏文集の場合は、太平御覧の書名が認められ、類書も訓詁に利用されていたものと考えられ注目される所である。子書については、書物によって注釈活動の状況が異なっていたようで、老子・莊子は、経書に準ずる形で行われていたものと考えられ、本文割注と經典釈文と、老子の場合は老子述義、莊子の場合は莊子疏の利用を認めることができる。説苑をはじめとする他の子書では、切韻系韻書や玉篇等の辞書を中心に諸書を引用して注釈活動が行われたものであると考えられる。

以上の考察より、史書の注釈活動は、経書の注釈活動に比べてかなり広範なものであったと考えられ、漢書楊雄伝天曆二年点にお

る朱点と墨点との訓読法の異同等の問題が表出する背景には、こうした事情が存在したものであらうと考えられる。^{注10}

おわりに

以上、本稿では、漢籍の訓読に注釈書の利用が密接に関係する事を論じ、漢書楊雄伝天曆二年点を対象として、訓読の実態と利用注釈書との相関関係に考察を加え、漢書楊雄伝天曆二年点に見られる訓読の実態が表出した一要因を、史書における注釈活動の在方に求めて言及を行って来た。これによって、訓読に利用される注釈書（注釈内容）の異同から訓読法の異同が成立する場合があると理解され、また、経書と史書との注釈活動の内容に差異が存在したと認めることができたものと考えられる。

最後に、本稿では、漢書楊雄伝天曆二年点の訓読における和訓の問題に限定して取り上げ論じた。先学の御高論もある字音の問題を措いたが、これに対する言及も必要であらう。^{注11} また、資料個々にそれぞれ事情があるようであるので、資料個々について、訓読の実態と利用注釈書との相関関係に詳細な検討を加える必要があらうと考えられる。

注1 京都帝国大学文学部「漢書楊雄伝残卷（景印旧鈔本第二集）」（昭和十年五月）により、吉沢義則「井々竹添先生遺愛唐鈔漢楊雄伝訓点」（『国語説鈴』昭和六年九月）、大坪併治「漢書楊雄伝天曆点解説文」（『岡山大学法文学部學術紀要』第三十六号）昭和五十年十一月）と小林芳規先生・金子彰氏・上野智子氏作成の訓読文を参照した。

注2 漢書楊雄伝天曆二年点には、

○張晏曰跋躡也……師古曰……跋反戾也（本文顔師古注）
「跋」^{ハツシ}「躡」^{（ツ）}「戾」^{（ツ）}（463）

の例があり、右傍朱点「ムトシ」を「跋」の訓と解すれば、朱点と墨点との訓読法は異同することとなり、この項に算入する必要がある。しかし、朱点「ムトシ」は読添語と解することも可能で、その場合朱点と墨点との訓読法の異同の確例とは成り得ないと考えられる。

又、晋灼注と漢書訓纂が説を同じくし、これと顔師古注とが説を異にするのに基づく異同例が存在するが、この例は、漢書訓纂の項の六例の中に含めた。

注3 「掩」^{（ツ）}（90）「顔師古所引晋灼注のみ」、「徑」^{（ツ）}（170）「注なし」、

「搶」^{（ツ）}（92）「顔師古注のみ」の三例は加算していない。

注4 墨点を除く、朱点をはじめとする数種の訓点は、いずれも顔師古注を採用して訓読を行ったものと考えられる。朱点との訓読法の異同例を検討しても、朱点と墨点との如き注釈書（注釈内容）の異同に立脚した異同は見出せないようである。ただし、注2に掲げた角筆点の例は例外となる。

注5 吉沢義則「井々竹添先生遺愛唐鈔漢書楊雄伝訓点」（『国語説鈴』昭和六年九月）には、朱点と墨点との加點順序について「第朱 第二墨 第三朱」（二〇五頁）との判断を下された記事がある。第一次の朱点に対する墨点の加點意図は、本稿に論じたものと考えられるが、第一次の朱点と第三次の朱点との識別と共に、この三者の関係を考える必要があらうと考えられる。

注6 桃裕行「上代学制の研究」（昭和二十二年五月）。

注7 小林芳規「平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究」（昭和四十二

られるが、合せて「堅」の音注を付して二通の字音を当てていると認められ、墨点では、顔師古注の反切と漢書訓纂の反切とを傍記しており、訓読における字音と利用注釈書との関係は、和訓に見るが如き関係に比較すればかなり幅濶したものであると考えられる。又、注12の沼本克明氏の御論文では、墨点・白点に和風音注が多いとの御指摘があり、注12の小林芳規先生の御論文では、一音節字音の長音化は白点に偏っているとの御指摘がある。これらの事から、字音の問題は、和訓の如く墨点と他の色の訓点との関係で把握する図式には合わないと考えられる。しかし、字音においても、注釈書との相関関係は存在するものであると考えられるので、漢書楊雄伝天曆二年点における字音の問題に考察を加え、和訓の問題の考察と統合して、訓読の様相を解明する必要があると考えられる。

注13 例えば、孝経の場合、猿投神社蔵古文孝経では、玉篇出典と思しき書入注が主であり、仁治本古文孝経では、孝経述義からの書入注は存在するものの、經典積文の引用が認められない事などがあり、注釈活動と訓読との問題を資料毎に個別に検討する必要があろうと考えられる。

〔付記〕

本稿は昭和五十六年秋期國語学会での口頭発表に基づき加筆したものである。席上御教示賜った築島裕先生・石塚晴通氏に厚く御礼申し上げる。又、小林芳規先生には終始御指導頂いた。記して深謝申し上げます。

Kundoku (訓読) Methods Used for 'Kanjo Yoyuden
(漢書楊雄伝)・Tenryaku-ni-nen-Ten (天曆二年点)

MATSUMOTO Mitsutaka

For *Kanjo Yoyuden Tenryaku-ni-nen-Ten*, the *shuten* used for the *kundoku* are based upon the *Ganshiko* method of annotation, whereas the *bokuten* are based on the aforementioned *Ganshiko* method and other three methods; *Kan-*

jokunsan, *Kanjokokinshugi* and the other made up of selections adopted from prior annotation methods by *Ganshiko*. The backgrounds for these various methods are the followings. For the *kundoku* used for the *keisho*, the tradition existed that *Keitenshakumon* together with a specialized form annotation be used, as well as, at a later period, the use of *So* and *Seigi*. In the case of the *kundoku* used for the *shisho*, a large number of annotation methods were used; while there was naturally a directly related annotation system, certain books as well as a good number of annotation methods such as those which did not relate directly were used to annotate. In other words, when compared to the annotation of the *keisho*, it is considered that the annotation of the *shisho* was more extensive. One can take into account that the above-mentioned backgrounds exist in regard to the variance in the *Kanjo Yoyuden* mentioned at the beginning.